

商標審査基準改訂案

商標法5条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第4 第5条（商標登録出願） 第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。 - 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 - 二 商標登録を受けようとする商標 - 三 指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分 2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 - 一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標 - 二 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（前号に掲げるものを除く。） - 三 色彩のみからなる商標（第一号に掲げるものを除く。） - 四 音からなる商標 - 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標 3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字（以下「標準文字」という。）のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。 5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。 6 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。	第4 第5条（商標登録出願） 第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。 - 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 - 二 商標登録を受けようとする商標 - 三 指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分 2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 - 一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標 - 二 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（前号に掲げるものを除く。） - 三 色彩のみからなる商標（第一号に掲げるものを除く。） - 四 音からなる商標 - 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標 3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字（以下「標準文字」という。）のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。 5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。 6 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。

商標法施行規則

第四条の七 商標法第五条第二項第五号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。

第四条の八 商標法第五条第四項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の経済産業省令で定める商標は、次のとおりとする。

- 一 動き商標
- 二 ホログラム商標
- 三 色彩のみからなる商標
- 四 音商標
- 五 位置商標

2 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 動き商標 商標の詳細な説明の記載
- 二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載
- 三 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載
- 四 音商標 商標の詳細な説明の記載（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。）及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付
- 五 位置商標 商標の詳細な説明の記載

1. 「必要な書面」について

第5条第1項にいう「必要な書面」とは、例えば、下記のような書面をいう。
なお、各書面は、いずれもすべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

（例）

(イ) 商標の使用又は使用の意思に関する書類

(ロ) 商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩を付す場合の当該部分を説明した書面

(ハ) 指定商品の材料、製法、構造、用法、用途等を説明した書面、又は指定役務の質、効能、用途等を説明した書面

(ニ) 願書に記載した立体商標を説明した書面

なお、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商

商標法施行規則

第四条の七 商標法第五条第二項第五号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。

第四条の八 商標法第五条第四項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の経済産業省令で定める商標は、次のとおりとする。

- 一 動き商標
- 二 ホログラム商標
- 三 色彩のみからなる商標
- 四 音商標
- 五 位置商標

2 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 動き商標 商標の詳細な説明の記載
- 二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載
- 三 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載
- 四 音商標 商標の詳細な説明の記載（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。）及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付
- 五 位置商標 商標の詳細な説明の記載

1. 第5条第1項にいう「必要な書面」に含まれる説明書は、すべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

（例）

(イ) 商標の採択の理由を説明した書面

(ロ) 指定商品の材料、製法、構造、用法、用途等を説明した書面、又は指定役務の質、効能、用途等を説明した書面

(ハ) 願書に記載した立体商標を説明した書面

なお、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標について、第5条第4項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）に記載した内容は、本項にいう「必要な書面」に同じ内容を記載して提出する必要はない。

標について、第5条第4項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）に記載した内容は、本項にいう「必要な書面」に同じ内容を記載して提出する必要はない。

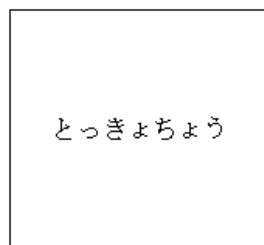
2. 願書に第5条第2項各号で規定する商標である旨の記載がない場合は、通常の出願として取り扱うものとする。

3. 「標準文字」について

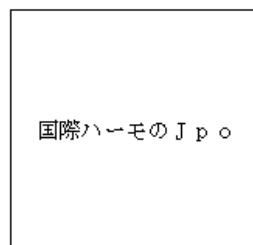
(1) 標準文字によるものと認められる商標登録出願に係る商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたものとする。

(2) 標準文字である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない場合は、通常の出願として取り扱うものとする。

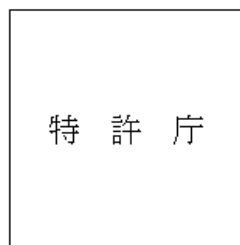
(ア) 標準文字による出願と認められる商標の記載例



文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。



漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。



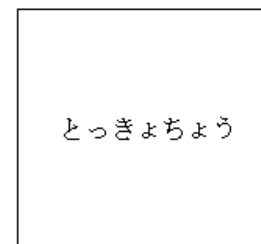
スペースは連続しなくては複数用いることができる。

2. 願書に立体商標である旨の記載がない商標登録出願に係る商標は、原則として、平面商標として取り扱うものとする。

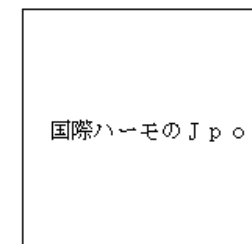
4. 標準文字によるものと認められる商標登録出願に係る商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたものとする。

3. 標準文字である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない出願は通常の出願として取り扱うものとする。

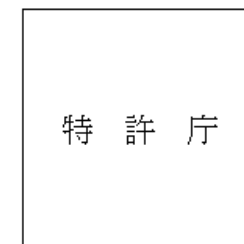
(1) 標準文字による出願と認められる商標の記載例



文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。



漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。



スペースは連続しなくては複数用いることができる。

(1) 標準文字による出願とは認められない商標の記載例

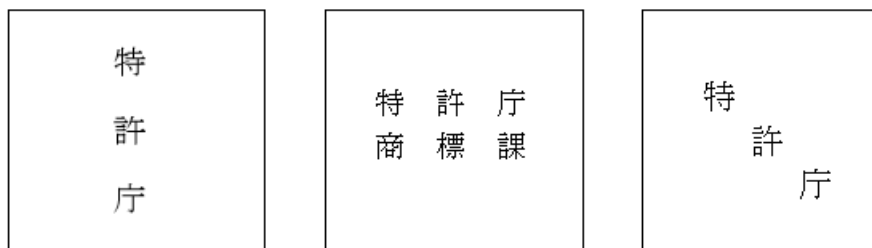
① 図形のみ、図形と文字の結合商標



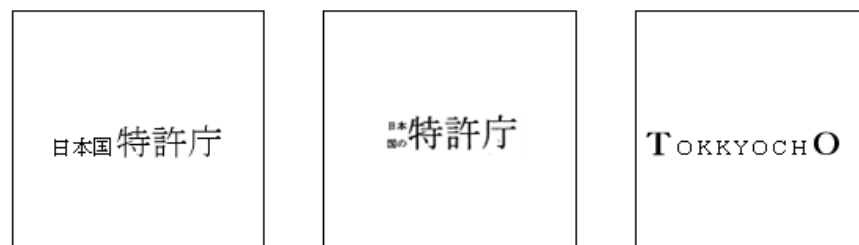
② 指定文字以外の文字を含む商標

③ 文字数の制限30文字を超える文字数（スペースも文字数に加える。）
からなる商標

④ 縦書きの商標、2段以上の構成からなる商標

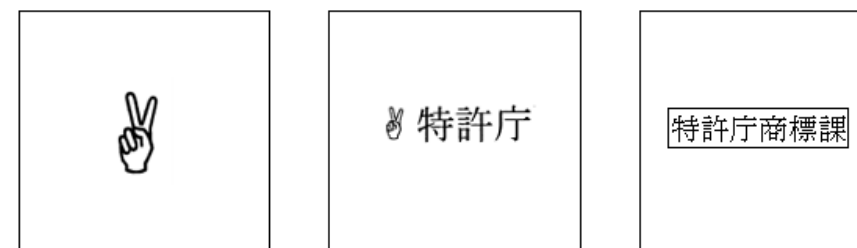


⑤ ポイントの異なる文字を含む商標



(2) 標準文字による出願とは認められない商標の記載例

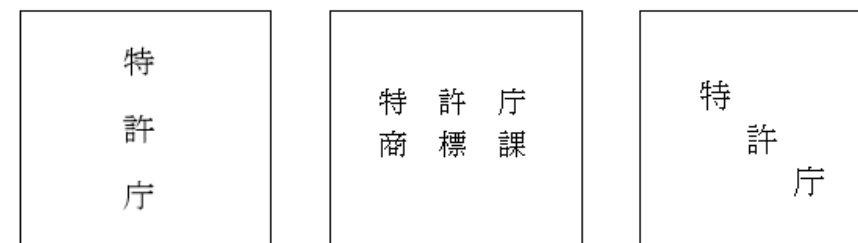
(i) 図形のみ、図形と文字の結合商標



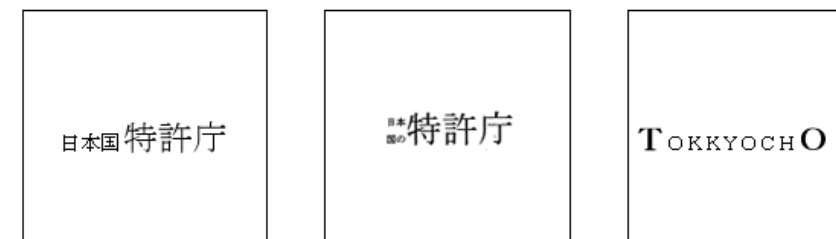
(ii) 指定文字以外の文字を含む商標

(h) 文字数の制限30文字を超える文字数（スペースも文字数に加える。）
からなる商標

(c) 縦書きの商標、2段以上の構成からなる商標

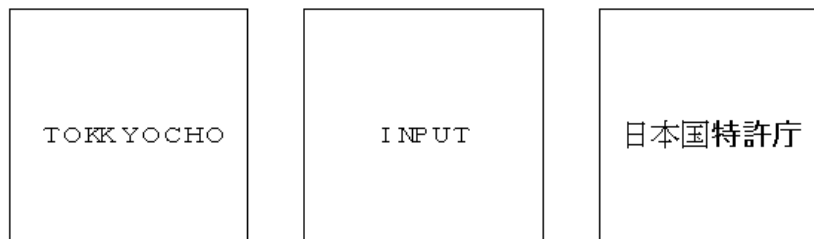


(k) ポイントの異なる文字を含む商標

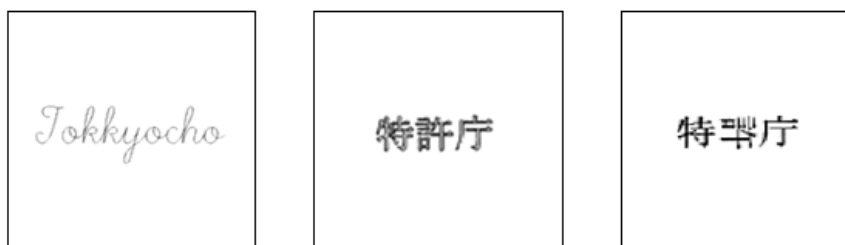


⑥ 色彩を付した商標

⑦ 文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載されている商標



⑧ 花文字等特殊文字、草書体等特殊書体等で記載された商標



⑨ 上記①から⑧以外のものであって、記載文字が容易に特定できない商標

(削除)

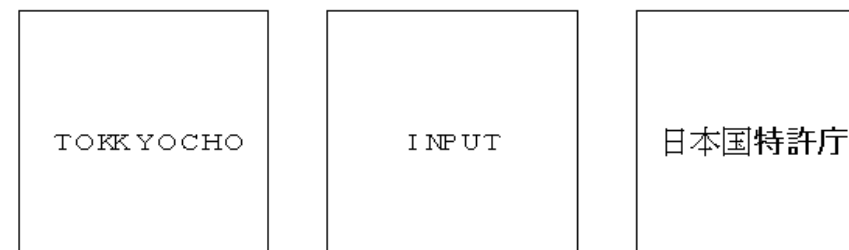
4. 「商標の詳細な説明」及び「物件」について

商標の詳細な説明及び経済産業省令で定める物件（以下「物件」という。）が商標登録を受けようとする商標を特定するものであるか否かについては、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標のうち、いずれかの商標として願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）と、商標の詳細な説明又は物件の商標の構成及び態様が一致するか否かを判断するものとする。

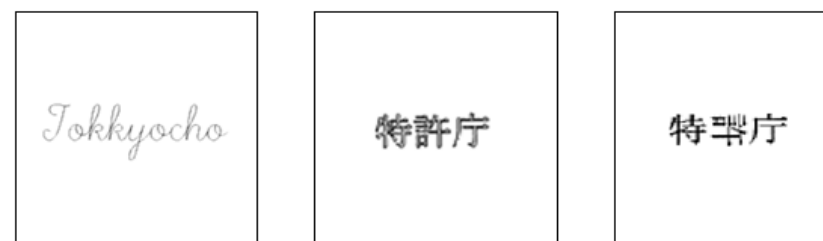
これらが一致する場合には、特定されたものとする。

(ハ) 色彩を付した商標

(ト) 文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載されている商標



(チ) 花文字等特殊文字、草書体等特殊書体等で記載された商標



(リ) 上記(イ)ないし(チ)以外のものであって、記載文字が容易に特定できない商標

6. 第5条第6項の「商標の一部でないものとみなす」部分からも外観、称呼又は観念が生ずるものとする。

7. 商標の詳細な説明及び経済産業省令で定める物件（以下「物件」という。）が商標登録を受けようとする商標を特定するものであるか否かについては、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標のうち、いずれかの商標として願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）と、商標の詳細な説明又は物件の商標の構成及び態様が一致するか否かを判断するものとする。

これらが一致する場合には、特定されたものとする。

一致しない場合においても、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かを判断し、その範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているときには、特定されたものとする。

(以下、略)

5. 国際商標登録出願における「standard characters」である旨の宣言の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について「standard characters」である旨の宣言があっても、第5条第3項で規定する標準文字としては取り扱わないこととする。

6. 国際商標登録出願における商標のタイプの記載の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について、「動き商標」、「ホログラム商標」、「立体商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」又は「位置商標」のいずれであるのかの判断については、原則として、次のとおりとする。

(以下、略)

7. 国際商標登録出願における「商標の詳細な説明」の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について、商標の詳細な説明については、次のとおりとする。

- (1) 「色彩のみからなる商標」については、指定通報の「Colors claimed」と「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。
- (2) 「音商標」、「動き商標」、「ホログラム商標」及び「位置商標」については、指定通報の「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。

8. 国際商標登録出願における「物件」の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について、物件は、国際登録簿に添付する手続がないことから、日本国を指定する領域指定時には、当該物件が添付されていないため、第5条第5項を適用し当該物件の提出を促すこととする。

一致しない場合においても、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かを判断し、その範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているときには、特定されたものとする。

(以下、略)

5. 国際商標登録出願に係る商標について「standard characters」である旨の宣言があっても、第5条第3項で規定する標準文字としては取り扱わないこととする。

8. 国際商標登録出願に係る商標について、「動き商標」、「ホログラム商標」、「立体商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」又は「位置商標」のいずれであるのかの判断については、原則として、次のとおりとする。

(以下、略)

9. 国際商標登録出願に係る商標について、商標の詳細な説明については、次のとおりとする。

- (1) 「色彩のみからなる商標」については、指定通報の「Colors claimed」と「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。
- (2) 「音商標」、「動き商標」、「ホログラム商標」及び「位置商標」については、指定通報の「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。

10. 国際商標登録出願に係る商標について、物件は、国際登録簿に添付する手続がないことから、日本国を指定する領域指定時には、当該物件が添付されていないため、第5条第5項を適用し当該物件の提出を促すこととする。

商標法6条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第5 第6条（一商標一出願） 第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。 2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。 3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。 1. 一商標一出願について <u>一つの商標登録出願では、「商標ごとにしなければならない」ことから、複数の商標を出願したと認められる場合は、第6条第1項の要件を具備しないものとする。</u> 2. 第6条第1項の要件を具備しない場合 (1) 指定商品又は指定役務の記載は、省令別表（商標法施行規則第6条）及び<u>類似商品・役務審査基準</u>に掲載されている商品又は役務の表示など、その商品又は役務の内容及び範囲が明確に把握できるものでなければならず、<u>指定商品又は指定役務の表示が不明確なときは、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。</u> （例） 第29類「食肉，その他本類に属する商品」 第39類「貨物車による輸送，その他本類に属する役務」 (2) 指定商品又は指定役務の表示中に、特定の商品又は役務を表すものとして登録商標が用いられている場合は、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 3. 第6条第2項の要件を具備しない場合	第5 第6条（一商標一出願） 第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。 2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。 3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。 （新設） 1. 指定商品又は指定役務の記載は、省令別表（商標法施行規則第6条）に掲載されている商品又は役務の表示など、その商品又は役務の内容及び範囲が明確に把握できるものでなければならない。 4. 指定商品又は指定役務の表示は不明確であるが、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できるときは、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 （例） 一区分に属する商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 第2類 全ての商品 第29類 食肉，その他本類に属する商品 第35類 全ての役務 第39類 貨物車による輸送，その他本類に属する役務 7. 指定商品又は指定役務の表示中に、特定の商品又は役務を表すものとして登録商標が用いられている場合は、原則として、第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 6. 指定商品又は指定役務の表示は明確であるが、政令で定める商品及び役務

指定商品又は指定役務の表示は明確であるが、政令（商標法施行令第2条）で定める商品及び役務の区分に従っていないときは、第6条第2項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

（例）第9類「時計」

この場合は、「第14類 時計」と補正することができる。

第36類「職業のあっせん」

この場合は、「第35類 職業のあっせん」と補正することができる。

（例）第16類「雑誌、雑誌による広告」

この場合は、第16類「雑誌」、第35類「雑誌による広告」と補正することができる。

4. 第6条第1項及び第2項の要件を具備しない場合

指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

（例1）複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第5類「衛生マスク及びその類似商品」

第40類「廃棄物の処理及びその関連役務」

（解説）「その類似商品」、「その関連役務」の表示は、複数の区分に属する可能性があり、不明確である。

第7類「機械器具」

（解説）「機械器具」の表示は、例えば、第10類「医療用機械器具」や第11類「冷凍機械器具」等も考えられるため、不明確である。

第37類「機械器具の貸与」

（解説）「機械器具の貸与」の表示は、例えば、第39類「包装用機械器具の貸与」や第40類「化学機械器具の貸与」等も考えられるため、不明確である。

（例2）「○○○店」（施設を指称）という表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第25類「百貨店」

第42類「総合レンタル店」

（例3）政令別表に掲載されている表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

の区分に従っていないときは、第6条第2項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

（例）第9類 時計

この場合は、「第14類 時計」と補正することができる。

第36類 雑誌による広告の代理

この場合は、「第35類 雑誌による広告の代理」と補正することができる。

（例）第16類 雑誌、雑誌による広告の代理

この場合は、「第16類 雑誌」と補正することができる。
第35類 雑誌による広告の代理」

3. 指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

（例1）複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第5類 衛生マスク及びこれらの類似商品

第7類 機械器具

第37類 機械器具の貸与

第40類 廃棄物の処理及びその関連役務

（例2）「○○○業」（業種名）や「○○○店」（施設を指称）という表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第25類 百貨店

第42類 総合レンタル業

（例3）政令別表に掲載されている表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第12類「乗物その他移動用の装置」

第32類「アルコールを含有しない飲料及びビール」

ただし、政令別表に掲載されている表示と、省令別表に掲載されている商品又は役務の表示とが一致している場合など、商品若しくは役務の内容及び範囲又は帰属する商品及び役務の区分が明確なものはこの限りでない。

5. 手続補正指示について

上記2.(1)及び4.に係る拒絶理由の通知に対し、出願人が指定商品又は指定役務の説明等を内容とする意見書又は物件提出書を提出した場合は、直ちに拒絶をすることなく、当該意見書又は物件提出書を斟酌し、例えば補正案を示すなど指定商品又は指定役務その他を適切な表示に補正すべきことを指示する（審査官名による手続補正指示）ものとする。

この場合において、出願人が当該手続補正指示に対し何らの対応もしないとき又は的確な補正等を行わないときは、その商標登録出願は、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

6. 小売等役務について

小売等役務（小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）については、次のとおり解するものとする。

- (1) 小売等役務とは、小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動（商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの）をいうものとする。
- (2) 小売等役務には、小売業の消費者に対する商品の販売行為、卸売業の小売商人に対する商品の販売行為は含まれないものとする。

（削除）方式事項であるため

（削除）係属中の対象案件がないため

第12類 乗物その他移動用の装置

第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール

ただし、政令別表に掲載されている表示と、省令別表に掲載されている商品又は役務の表示とが一致している場合など、商品若しくは役務の内容及び範囲又は帰属する商品及び役務の区分が明確なものはこの限りでない。

5. 上記3. ないし4. の拒絶理由の通知に対し、出願人が実質的に商品等の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書を提出した場合は、直ちに拒絶をすることなく、当該意見書又は物件提出書を斟酌し、例えば補正案を示すなど指定商品又は指定役務その他を適切な表示に補正すべきことを指示する（審査官名による手続補正指示）ものとする。

この場合において、出願人が当該手続補正指示に対し何らの対応もしないとき又は的確な補正等を行わないときは、その商標登録出願は、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

2. 小売等役務（小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）については、次のとおり解するものとする。

- (1) 小売等役務とは、小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動（商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの）をいうものとする。
- (2) 小売等役務には、小売業の消費者に対する商品の販売行為、卸売業の小売商人に対する商品の販売行為は含まれないものとする。

8. その他

- (1) 商品及び役務の区分のみが記載されているときは、第5条の2第2項に基づく補完指令の対象となる。
- (2) 指定商品又は指定役務のみが記載されているときは、補正指令（方式）の対象となる。
- (3) 商品及び役務の区分が2以上である場合は、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務を繰り返し記載していないものは補正指令（方式）の対象となる。

（例） 第1類、第3類、第5類 化学品、化粧品、薬剤

第35類、第36類 経営の診断及び指導、有価証券の売買

9. 商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）施行の際、現に特許庁に係属している商標登録出願は、改正前の第6条第1項に基づき上記3. ないし6. と同様に取り扱うものとする。

商標法7条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第6 第7条（団体商標） 第七条 一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。 2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。 3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。 1. 主体について 本条第1項の「その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）」には、例えば、商工会議所法に基づく商工会議所、商工会法に基づく商工会、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）等が含まれるものとする。 2. 「構成員に使用をさせる商標」について 団体商標の商標登録を受けようとする商標が「その構成員に使用をさせる」ものでないときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができないものと判断する（商標審査基準第1の二（第3条第1項柱書）5. 参照） 3. 「第一項に規定する法人であることを証明する書面」について (1) 団体商標の商標登録出願（国内出願）について、「第一項に規定する法人であることを証明する書面」の提出がない場合は、補正指令（方式）の対象となる。 (2) 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」（団体商標、証明商標又は保証商標）と記載されている場合であって、「第一項に規定する法人であることを証明する書面」の提出がない場合は、団体商標として第3条第1項柱書により登録を受けることができないものと判断する（商標審査基準第1の二（第3条第1項柱書）4. (2)参照）。	第6 第7条（団体商標） 第七条 一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。 2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。 3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。 1. 本条第1項の「その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）」には、例えば、商工会議所法に基づく商工会議所、商工会法に基づく商工会、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）等が含まれるものとする。 2. 団体商標の商標登録を受けようとする商標が「その構成員に使用をさせる」ものでないときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができないものと判断する。（商標審査基準第1の二（第3条第1項柱書）5. 参照）。 3. 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」（団体商標、証明商標又は保証商標）と記載されている場合であって、第7条第3項に規定する証明書（第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がない場合は、団体商標として第3条第1項柱書により登録を受けることができないものと判断する。 なお、団体商標の商標登録出願（国内出願）については、補正指令（方式）の対象となる（商標審査基準第1の二（第3条第1項柱書）4. (2)参照）。

商標法7条の2

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第7 第7条の2（地域団体商標） 一、第7条の2第1項柱書 第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。 1. 主体要件について (1) 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（以下「事業協同組合等」という。）の場合。 次の①及び②を確認する。 ① 出願の際に提出された登記事項証明書その他の公的機関が発行した書面（以下「登記事項証明書等」という。）において、出願人が法人格を有する組合であること。 ② 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文において、「正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め」（以下「加入自由の定め」という。）があること。 （例） 中小企業等協同組合法 第14条 農業協同組合法 第20条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 第10条	第7 第7条の2（地域団体商標） 一、第7条の2第1項柱書 第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。 1. 第7条の2第1項柱書における主体要件について (1) 「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）」（以下「事業協同組合等」という。）について 次の①及び②を確認する。 ① 出願の際に提出された登記事項証明書その他の公的機関が発行した書面（以下「登記事項証明書等」という。）において、出願人が法人格を有する組合であること。 ② 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文において、「正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め」（以下「加入自由の定め」という。）があること。 例： 中小企業等協同組合法 第14条 農業協同組合法 第20条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 第10条

(2) 商工会、商工会議所（以下、「商工会等」という。）又は特定非営利活動法人の場合

出願の際に提出された登記事項証明書等により、出願人が商工会法により設立された商工会であること、商工会議所法により設立された商工会議所であること又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であることを確認する。

(3) 事業協同組合等、商工会等又は特定非営利活動法人に相当する外国の法人の場合

(イ) 事業協同組合等に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

① 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文（これに準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能。以下「設立根拠法の写し等」という。）において、構成員の共同の利益の増進を目的とする旨の定めがあること。

なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款（法人の目的、内部組織、活動等に関する根本規則。以下同じ。）の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

② 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。

③ 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例：法人証明書等）において、出願人が法人格を有すること。

(イ) 商工会等に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

① 設立根拠法の写し等において、商工業の改善発達を図ることを目的とする旨及び営利を目的としない旨の定めがあること。

なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には出願人に対し、定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

② 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。

③ 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例：法人証明書等）において、出願人が法人格を有すること。

(2) 商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人について

出願の際に提出された登記事項証明書等により、出願人が商工会法により設立された商工会であること、商工会議所法により設立された商工会議所であること又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であることを確認する。

(3) 事業協同組合等、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人に相当する外国の法人について

(イ) 事業協同組合等に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

① 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文（これに準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能。以下「設立根拠法の写し等」という。）において、構成員の共同の利益の増進を目的とする旨の定めがあること。

なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款（法人の目的、内部組織、活動等に関する根本規則。以下同じ。）の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

② 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例：法人証明書等）において、出願人が法人格を有すること。

③ 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。

(イ) 商工会又は商工会議所に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

① 設立根拠法の写し等において、商工業の改善発達を図ることを目的とする旨及び営利を目的としない旨の定めがあること。

なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

② 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例：法人証明書等）において、出願人が法人格を有すること。

③ 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。

(ウ) 特定非営利活動法人に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

① 設立根拠法の写し等において、営利を目的としない旨及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる活動のいずれかに該当する活動を行う旨の定めがあること。

なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

② 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。

③ 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例：法人証明書等）において、出願人が法人格を有すること。

2. 「構成員に使用をさせる商標」について

設立根拠法からして、構成員に商標を使用させることが想定されない組合（例えば、消費生活協同組合、船主責任相互保険組合、農業共済組合）が出願人である場合など、本願商標を構成員に使用させないことが明らかである場合には、地域団体商標の商標登録を受けようとする商標は「構成員に使用をさせる商標」ではないものとして、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

3. 「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」に該当するかどうかについては、職権で調査を行うこととするが、商標法施行規則様式第3の2備考4「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」の提出があった場合には、当該提出書類も参照し、下記4. から9. を確認する。

4. 商標の同一性について

出願された商標（以下「出願商標」という。）と使用されている商標（以下「使用商標」という。）とが、外観において同一であること（外観において同視できる程度に同一性を損なわないことを含む。）を要する。

なお、出願商標と使用商標との外観が相違している場合においても、次の(1)及び(2)に示す程度の相違であれば、外観において同視できる程度に同一性を損なわないものと認める。

(ハ) 特定非営利活動法人に相当する外国の法人について

次の①、②及び③を確認する。

① 設立根拠法の写し等において、営利を目的としない旨及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる活動のいずれかに該当する活動を行う旨の定めがあること。
なお、設立根拠法の写し等が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款の提出を求め、当該定款において上記に定める要件を満たしていること。

② 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例：法人証明書等）において、出願人が法人格を有すること。

③ 設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあること。

2. 「構成員に使用をさせる商標」について

設立根拠法からして、構成員に商標を使用させることが想定されない組合（例えば、消費生活協同組合、船主責任相互保険組合、農業共済組合）が出願人である場合など、本願商標を構成員に使用させないことが明らかである場合には、地域団体商標の商標登録を受けようとする商標は「構成員に使用をさせる商標」ではないものとして扱う。

3. 「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」に該当するかどうかについては、職権で調査を行うこととするが、商標法施行規則様式第3の2備考4「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」の提出があった場合には、当該提出書類も参照し、下記4. ないし9. を確認する。

4. 商標の同一性について

出願された商標（以下「出願商標」という。）と使用されている商標（以下「使用商標」という。）とが、外観において同一であること（外観において同視できる程度に同一性を損なわないことを含む。）を要する。

なお、出願商標と使用商標との外観が相違している場合においても、次の(1)及び(2)に示す程度の相違であれば、外観において同視できる程度に同一性を損なわないものと認める。

(1) 明朝体とゴシック体 草書体と楷書体等の書体の相違においては、文字のくずし方の程度を十分考慮する。 (2) 縦書きと横書き 一方、次の(3)の場合、外観において著しく相違することから、同一とは認めない。 (3) ① 平仮名と片仮名 ② 平仮名と漢字 ③ 片仮名と漢字 5. 「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するもの」について次の(1)又は(2)を確認する。 (1) 自己（出願人）の業務に係る商品又は役務を表示するものである場合 例えば、商品又は商品の包装（出荷用段ボール箱等）の写真、宣伝広告のパンフレット等に、出願人の名称、出願商標及びその商標の使用に係る商品又は役務が記載されていること。 (2) 構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものである場合 ① 例えば、商品又は商品の包装（出荷用段ボール箱等）の写真、宣伝広告のパンフレット等に、構成員の氏名又は名称、出願商標及びその商標の使用に係る商品又は役務が記載されていること。 ② 出願商標を使用している者が構成員であること。 6. 「需要者の間に広く認識されている」について <u>(1)</u> 商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくとも、例えば、商品又は役務の種類及び流通経路等に応じた次の<u>(ア)</u>から<u>(エ)</u>の類型における一定範囲の需要者に認識されている場合を含むものとする。 なお、「肉牛」、「石材」等、主たる需要者層が取引者である商品又は役務については、需要者には、最終消費者のみならず、取引者も含まれることに留意する。 <u>(ア)</u> 比較的低価格であり、また、日常的に消費されること等から、比較的広範囲の地域で販売され得る商品について (例) 比較的低価格で日常的に消費される野菜、米、食肉、水産食品、加工食品	(1) 明朝体とゴシック体 草書体と楷書体等の書体の相違においては、文字のくずし方の程度を十分考慮する。 (2) 縦書きと横書き 一方、次の(3)の場合、外観において著しく相違することから、同一とは認めない。 (3) ① 平仮名と片仮名 ② 平仮名と漢字 ③ 片仮名と漢字 5. 「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するもの」について次の(1)又は(2)を確認する。 (1) 自己（出願人）の業務に係る商品又は役務を表示するものである場合 例えば、商品又は商品の包装（出荷用段ボール箱等）の写真、宣伝広告のパンフレット等に、出願人の名称、出願商標及びその商標の使用に係る商品又は役務が記載されていること。 (2) 構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものである場合 ① 例えば、商品又は商品の包装（出荷用段ボール箱等）の写真、宣伝広告のパンフレット等に、構成員の氏名又は名称、出願商標及びその商標の使用に係る商品又は役務が記載されていること。 ② 出願商標を使用している者が構成員であること。 6. 「需要者の間に広く認識されている」について 商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくとも、例えば、商品又は役務の種類及び流通経路等に応じた次の(1)ないし(4)の類型における一定範囲の需要者に認識されていることを要する。 なお、「肉牛」、「石材」等、主たる需要者層が取引者である商品又は役務については、需要者には、最終消費者のみならず、取引者も含まれることに留意する。 (1) 比較的低価格であり、また、日常的に消費されること等から、比較的広範囲の地域で販売され得る商品について (例) 比較的低価格で日常的に消費される野菜、米、食肉、水産食品、加工食品
--	--

需要者の範囲は比較的広範囲に及ぶと考えられるが、本条第2項にいう「地域」（以下「地域」という。）が属する都道府県を越える程度の範囲における多数の需要者の間に広く認識されていれば足りることとする。

また、国や地方公共団体等の公的機関が当該商品を表彰する等の優良商品とし選定した事実等があれば、それらを十分に勘案する。

なお、高額で市場取引される野菜や果物等比較的生産量が少ない商品である等、その商品又は役務に応じた特段の取引の実情が存在する場合には、後記(イ)又は(ウ)を確認する。

(イ) 高価であること等から、生産地では販売されず、主として大消費地で販売され尽くすような商品について

(例) 高額で市場取引される高級魚等

主たる需要者の範囲は大消費地等の大都市に限定されるなど、地域的な広がりが限定的と考えられる場合には、少なくとも販売地が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要する。

また、特に、大消費地における宣伝広告やメディアによる紹介の状況、業界紙や専門雑誌等における宣伝広告や紹介記事の状況等について十分に勘案する。

(ウ) 主として生産地でのみ販売される地産地消の商品やその地でのみ提供される役務について

(例) 伝統野菜、消費期限が短い生菓子

需要者の地域的な広がりは一都道府県に限定されることから、少なくとも地域が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要する。

また、特に、商品の産地、販売地又は役務の提供地等において、当該地を訪れる観光客用に配布される観光案内、観光地図等による宣伝広告の状況、来訪者数、来訪者へのアンケート調査結果等について十分に勘案する。

(エ) 工芸品等の商品について

(例) 当該地域で生産される箆笥、壺

需要者の地域的な広がりは一都道府県に限定されることから、少なくとも地域が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要する。

需要者の範囲は比較的広範囲に及ぶと考えられるが、本条第2項にいう「地域」（以下「地域」という。）が属する都道府県を越える程度の範囲における多数の需要者の間に広く認識されていれば足りることとする。

また、国や地方公共団体等の公的機関が当該商品を表彰する等の優良商品とし選定した事実等があれば、それらを十分に勘案する。

なお、高額で市場取引される野菜や果物等比較的生産量が少ない商品である等、その商品又は役務に応じた特段の取引の実情が存在する場合には、後記(2)又は(3)を確認する。

(2) 高価であること等から、生産地では販売されず、主として大消費地で販売され尽くすような商品について

(例) 高額で市場取引される高級魚等

主たる需要者の範囲は大消費地等の大都市に限定されるなど、地域的な広がりが一都道府県に限定される場合には、少なくとも販売地が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要する。

また、特に、大消費地における宣伝広告やメディアによる紹介の状況、業界紙や専門雑誌等における宣伝広告や紹介記事の状況等について十分に勘案する。

(3) 主として生産地でのみ販売される地産地消の商品やその地でのみ提供される役務について

(例) 伝統野菜、消費期限が短い生菓子

需要者の地域的な広がりは一都道府県に限定されることから、少なくとも地域が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要する。

また、特に、商品の産地、販売地又は役務の提供地等において、当該地を訪れる観光客用に配布される観光案内、観光地図等による宣伝広告の状況、来訪者数、来訪者へのアンケート調査結果等について十分に勘案する。

(4) 工芸品等の商品について

(例) 当該地域で生産される箆笥、壺

需要者の地域的な広がりは一都道府県に限定されることから、少なくとも地域が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要する。

また、経済産業大臣により伝統的工芸品として指定されている事実等があれば、それを十分に勘案する。

なお、日常的に使用される食器や箸等の商品については、主たる需要者層が一般消費者であることから、上記(7)を確認する。

(2) テレビ放送、新聞、インターネット等のメディアを利用し、大規模に宣伝広告及び販売等を行っている場合について

(例) 全国放送のテレビショッピング番組を利用して販売する商品

① テレビ放送等を利用し大規模に宣伝広告及び販売を行っている場合については、需要者は広範囲に及ぶと考えられることから、地域、商品の販売地又は役務の提供地における需要者を含め、複数の都道府県における相当程度の需要者の間に広く認識されていることを要する。

特に、テレビ放送、ウェブサイト等による宣伝広告又は商品等の紹介番組の状況、ウェブサイトにおける販売ランキング・販売先・販売数量、ウェブサイトの種類（大手ショッピングサイト、出願人のサイト等）等の事実について十分に勘案する。

② (1)の各類型に該当する商品又は役務について、テレビ放送等を利用した販売等を行っている場合には、各類型における多数の需要者の間に広く認識されているか、又は、地域、商品の販売地若しくは役務の提供地における需要者を含めた複数の都道府県における相当程度の需要者の間に広く認識されているかのいずれかにより判断する。

7. 「需要者の間に広く認識されている」ことの立証方法及び判断について

次の(1)から(4)の事実について、それぞれに例示された提出資料等を確認する。

(1) 使用事実について

出願商標を商品、商品の包装（出荷用段ボール箱等）又は役務に使用している写真、パンフレット、ウェブサイトの写し等

(2) 営業に関する事実（生産数量、販売地域、譲渡数量、売上高、使用期間等）について

① 販売数量等が記載された注文伝票（発注書）、出荷伝票、納入伝票（納品書及び受領書）、請求書、領収書、仕切伝票又は商業帳簿等

② 生産数量等が記載された公的機関等（国、地方公共団体、在日外国

また、経済産業大臣により伝統的工芸品として指定されている事実等があれば、それを十分に勘案する。

なお、日常的に使用される食器や箸等の商品については、主たる需要者層が一般消費者であることから、上記(1)を確認する。

7. テレビ放送、新聞、インターネット等のメディアを利用し、大規模に宣伝広告及び販売等を行っている場合について

(例) 全国放送のテレビショッピング番組を利用して販売する商品

テレビ放送等を利用し大規模に宣伝広告及び販売を行っている場合については、需要者は広範囲に及ぶと考えられることから、地域、商品の販売地又は役務の提供地における需要者を含め、複数の都道府県における相当程度の需要者の間に広く認識されている実情について考慮する。

特に、テレビ放送、ウェブサイト等による宣伝広告又は商品等の紹介番組の状況、ウェブサイトにおける販売ランキング・販売先・販売数量、ウェブサイトの種類（大手ショッピングサイト、出願人のサイト等）等の事実について十分に勘案する。

そして、上記6.の各類型に該当する商品又は役務について、テレビ放送等を利用した販売等を行っている場合には、各類型における多数の需要者の間に広く認識されているか、又は、地域、商品の販売地若しくは役務の提供地における需要者を含めた複数の都道府県における相当程度の需要者の間に広く認識されている実情について考慮する。

8. 「需要者の間に広く認識されている」ことの立証方法及び判断について

次の(1)ないし(4)の事実について、それぞれに例示された提出資料等を確認する。

(1) 使用事実について

出願商標を商品、商品の包装（出荷用段ボール箱等）又は役務に使用している写真、パンフレット、ウェブサイトの写し等

(2) 営業に関する事実（生産数量、販売地域、譲渡数量、売上高、使用期間等）について

① 販売数量等が記載された注文伝票（発注書）、出荷伝票、納入伝票（納品書及び受領書）、請求書、領収書、仕切伝票又は商業帳簿等

② 生産数量等が記載された公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館

大使館等)の第三者による証明書等 (3) 宣伝広告の方法、内容及び回数、一般紙、業界紙、雑誌又はウェブサイト等における記事掲載の内容及び回数について ① 宣伝広告の内容が掲載されたパンフレット、ポスター、ウェブサイトの写し、観光案内、観光地図の写し等 ② 宣伝広告の量、回数等(パンフレットの配布先及び配布部数並びにウェブサイトの掲載期間等)が記載された広告業者等との取引書類、証明書等 ③ 一般紙、業界紙、雑誌、地方自治体が発行する広報又はウェブサイト等における紹介記事 (4) その他の事実について ① 需要者を対象とした商標の認識度調査(アンケート)の結果報告書ただし、実施者、実施方法、対象者等の客観性について十分に考慮して判断する。 ② 国や地方公共団体等の公的機関により優良商品として認定・表彰等された事実 8. 出願人及びその構成員以外の者が出願商標を使用している場合について 出願人及びその構成員以外に出願商標を使用している者が存在することにより、出願人又はその構成員のみの使用によって出願商標が需要者の間に広く認識されていることが認められない場合には、出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものとは認めない。 9. 出願商標の構成中の地域の名称が本条第2項に規定する「地域の名称」に該当しないために本条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。	等)の第三者による証明書等 (3) 宣伝広告の方法、内容及び回数、一般紙、業界紙、雑誌又はウェブサイト等における記事掲載の内容及び回数について ① 宣伝広告の内容が掲載されたパンフレット、ポスター、ウェブサイトの写し、観光案内、観光地図の写し等 ② 宣伝広告の量、回数等(パンフレットの配布先及び配布部数並びにウェブサイトの掲載期間等)が記載された広告業者等との取引書類、証明書等 ③ 一般紙、業界紙、雑誌、地方自治体が発行する広報又はウェブサイト等における紹介記事 (4) その他の事実について ① 需要者を対象とした商標の認識度調査(アンケート)の結果報告書ただし、実施者、実施方法、対象者等の客観性について十分に考慮して判断する。 ② 国や地方公共団体等の公的機関により優良商品として認定・表彰等された事実 9. 出願人及びその構成員以外の者が出願商標を使用している場合について 出願人及びその構成員以外に出願商標を使用している者が存在することにより、出願人又はその構成員のみの使用によって出願商標が需要者の間に広く認識されていることが認められない場合には、出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものとは認めない。 10. 出願商標の構成中の地域の名称が本条第2項に規定する「地域の名称」に該当しないために本条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。
---	---

第7 第7条の2（地域団体商標）

二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号（登録を受けられる商標）

- 一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
- 二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
- 三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

1. 「地域の名称」について

「地域の名称」については、この基準第7 三、（第7条の2第2項、第3項、第4項）1. から4. まで参照。

なお、「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等の地理的名称も含まれるものとする。

2. 「普通名称」について

商品又は役務の「普通名称」に該当するかの判断については、この基準第1三、第3条第1項第1号の1. を準用する。

3. 「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」について

(1) 例えば、次のようなものが該当する。

- ① 商品「絹織物」「帯」について、「織」「紬」の名称
- ② 商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称
- ③ 商品「箸」について、「塗」の名称
- ④ 商品「盆」について、「彫」の名称
- ⑤ 商品「かご」「行李（こうり）」について、「細工」の名称
- ⑥ 商品「豚肉」について、「豚」、「ポーク」の名称
- ⑦ 役務「温泉浴場施設の提供」「温泉浴場施設を有する宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称
- ⑧ 役務「中華料理を主とする飲食物の提供」について、「中華街」の名称

第7 第7条の2（地域団体商標）

二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号（登録を受けられる商標）

- 一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
- 二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
- 三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

1. 本項各号にいう「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれるものとする。

2. 本項第1号及び第3号にいう「普通名称」の判断については、この基準第1三、第3条第1項第1号の1. 及び2. を準用する。

3.(1) 第2号にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」には、例えば、次のようなものが該当する。

- ① 商品「絹織物」「帯」について、「織」「紬」の名称
- ② 商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称
- ③ 商品「箸」について、「塗」の名称
- ④ 商品「盆」について、「彫」の名称
- ⑤ 商品「かご」「行李（こうり）」について、「細工」の名称
- ⑥ 商品「豚肉」について、「豚」の名称
- ⑦ 役務「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称
- ⑧ 役務「梨狩り園の提供」について、「梨狩り」の名称

(2) 「普通名称」に商品又は役務の特質を表示する文字を付してなるものについて

当該商標が、需要者に全体として特定の商品又は役務を表示するものとして認識されていると認められるときは、「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」に該当すると判断する。

(例) 「天然あゆ」、「完熟トマト」

4. 商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字について

(1) 例えば、次のようなものが該当すると判断する。

(例) 産地に付される文字

「特産」、「名産」、「名物」

(例) 提供の場所に付される文字

「本場」

(2) 商品又は役務について慣用されているものであっても、商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付されるものとは認められないものは、該当しないと判断する。

(例) 「特選」、「元祖」、「本家」

「特級」、「高級」

5. 「普通に用いられる方法で表示する」について

(1) 商品又は役務の取引の実情を考慮し、その標章の表示の書体や全体の構成等が、取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なものである場合には、「普通に用いられる方法で表示する」には該当しないと判断する。

(例1) 「普通に用いられる方法で表示する」に該当する場合

取引者において一般的に使用されている書体及び構成で表示するもの

(例2) 「普通に用いられる方法で表示する」に該当しない場合

取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なレタリングを施して表示するもの又は特殊な構成で表示するもの

(2) 文字の表示方法について

(ア) 商品又は役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当すると判断する。

(イ) 取引者において一般的に使用されていない漢字（当て字）で表示するものは「普通に用いられる方法で表示する」に該当しないと判断する。

(2) 商品又は役務の特質を表示する文字と普通名称からなるものであって、需要者に全体として特定の商品又は役務を表示するものとして使用され、認識されている名称は、上記3.(1)にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」に含まれるものとする。

(例) 「天然あゆ」「完熟トマト」

4.(1) 第3号にいう「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」には、例えば、次のようなものが該当する。

① 産地に付される文字の例

「本場」「特産」「名産」

② 提供の場所に付される文字の例

「本場」

(2) 次に掲げる文字のように、商品又は役務について慣用されているものであっても、商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付されるものとは認められないものは、本号には該当しない。

(例) 「特選」「元祖」「本家」

「特級」「高級」

(新設)

6. 地域団体商標として認められない商標の例

次のような商標は、第1号から第3号のいずれにも該当しないため、地域団体商標として登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

- (1) 「地域の名称」のみからなるもの、又は「地域の名称」が含まれないもの
- (2) 「商品又は役務の普通名称」のみからなるもの、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のみからなるもの
- (3) 「商品又は役務の普通名称」、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のいずれも含まないもの
- (4) 第1号から第3号に規定された文字以外の文字（例えば、上記4.(2)に該当するもの）、記号又は図形を含むもの
- (5) 識別力が認められる程度に図案化された文字からなるもの

5. 例えば、次のような商標は、第1号から第3号のいずれにも該当しないものとする。

- ①「地域の名称」のみからなるもの、又は「地域の名称」が含まれないもの
- ②「商品又は役務の普通名称」のみからなるもの、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のみからなるもの
- ③「商品又は役務の普通名称」、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のいずれも含まないもの
- ④第1号から第3号に規定された文字以外の文字（例えば、上記4.(2)に該当するもの）、記号又は図形を含むもの
- ⑤識別力が認められる程度に図案化された文字からなるもの

第7 第7条の2（地域団体商標）

三、第7条の2第2項、第3項、第4項（地域の名称）

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

3 第一項の場合における第三条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

1. 商品又は役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称等について
本条第4項の規定にいう「地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、出願人又はその構成員による当該出願に係る商標の使用に加え、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情を勘案し、例えば、以下のとおり判断する。

2. 「商品の産地」について

例えば、出願人又はその構成員が当該出願に係る商標を使用する商品の産地については、次のような地域をいう。

- (1) 農産物については、当該商品が生産された地域
- (2) 海産物については、当該商品が水揚げ又は漁獲された地域
- (3) 工芸品については、当該商品の主要な生産工程が行われた地域

3. 「役務の提供の場所」について

例えば、出願人又はその構成員が当該出願に係る商標を使用する役務の提供の場所については、次のような地域をいう。

温泉浴場施設の提供については、温泉が存在する地域

第7 第7条の2（地域団体商標）

三、第7条の2第2項（地域の名称）

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

（新設）

1. 本項の規定の適用に際しては、本条第4項の規定により提出された「出願に係る商標が本項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情を勘案して、商標中にその地域の名称を用いることが相当と認められるか否かを判断するものとする。

2. 本項にいう「商品の産地」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。

- (1) 農産物については、当該商品が生産された地域
- (2) 海産物については、当該商品が水揚げ又は漁獲された地域
- (3) 工芸品については、当該商品の主要な生産工程が行われた地域

3. 本項にいう「役務の提供の場所」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。

- (1) 温泉における入浴施設の提供については、温泉が存在する地域

4. 「これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」について

出願人又はその構成員が当該出願に係る商標を使用する商品又は役務の密接な関連性を有する地域については、例えば、(1)、(2)のようなものが該当する。

(1) 原材料の産地が重要性を有する加工品の場合

その加工品を生産するために不可欠な原材料や主要原材料が生産等された地域が該当する。

(例)

- ① 「そばのめん」について、原材料「そばの実」の産地
- ② 「硯」について、原材料「石」の産地

(2) 製法の由来地が重要性を有する工芸品の場合

当該商品の重要な製法が発祥し由来することとなった地域が該当する。

(例)

- ① 「織物」について、伝統的製法の由来地

4. 本項にいう「これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」とは、例えば、次のようなものが該当する。

(1) 原材料の産地が重要性を有する加工品について

原材料の産地が重要性を有する加工品については、その加工品の主要原材料が生産等された地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。

- ① 「そばのめん」について、原材料「そばの実」の産地
- ② 「硯」について、原材料「石」の産地

(2) 製法の由来地が重要性を有する工芸品について

製法の由来地が重要性を有する工芸品については、当該商品の重要な製法が発祥し由来することとなった地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。

- ① 「織物」について、伝統的製法の由来地

5. (1) 出願に係る商標が、本項に規定する「地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、例えば、次のような事実が確認できたときは、本項にいう「地域の名称」として取り扱うものとする。

① 地域の名称が当該商品の産地である場合

- a. 出願人又はその構成員が当該商品その地域において生産していること
- b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

② 地域の名称が当該役務の提供の場所である場合

- a. 出願人又はその構成員が当該役務その地域において提供していること
- b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該役務について使用していること

③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地である場合

- a. 当該商品が、例えば、商品を生産するために不可欠な原材料や商品全体の大半を占める原材料であるなど、主要な原材料の産地が着目され取引されている商品であること
- b. 出願人又はその構成員がその地域において生産されたその主要な原材料を用

5. <u>上記2から4までの事実</u>については、例えば、次のような<u>書類</u>を証拠方法とする。 (1) 新聞、雑誌、書籍等の記事 (2) 公的機関等の証明書 (3) パンフレット、カタログ、内部規則 (4) 納入伝票、注文伝票等の各種伝票類	いた当該商品を生産していること c. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること ④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地である場合 a. 出願人又はその構成員がその地域に由来する製法で当該商品を生産していること b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること (2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。 ① 新聞、雑誌、書籍等の記事 ② 公的機関等の証明書 ③ パンフレット、カタログ、内部規則 ④ 納入伝票、注文伝票等の各種伝票類
--	--

商標法8条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第8 第8条（先願） 第八条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。 2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。 3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。 4 特許庁長官は、第二項の場合、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。 5 第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。 1. 「同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標」について 本号における類否の判断については、この基準第3の十（第4条第1項第11号）を準用する。 2. 第8条第4項の協議命令（以下「協議命令」という。）並びに第8条第2項及び第5項の拒絶理由の通知について 出願が同日に相互に同一又は類似の関係にある他人の出願と競合したときは、該当するすべての出願に対し、協議命令と第8条第2項及び第5項の拒絶理由の通知を同時に行うこととする。 ただし、上記の協議命令と拒絶理由の通知がなされる前に、第8条第2項の協議が成立した旨又は協議が不成立である旨の書面が提出されているときは、以下のとおりとする。 (1) 協議が成立した旨の書面が提出されたときは、協議により定めた一の出	第8 第8条（先願） 第八条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。 2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。 3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。 4 特許庁長官は、第二項の場合、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。 5 第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。 （新設） 1. 商標登録出願が同日に相互に同一又は類似の関係にある他人の出願と競合したときは、該当するすべての商標登録出願に対し、第8条第4項の協議命令と、第8条第2項及び第5項の拒絶理由の通知とを同時に行うこととする。 ただし、事前に第8条第2項の協議が成立した旨又は協議が不成立である旨の書面が提出されているときは、この限りでない。 （新設）

願人に係る出願以外の商標登録出願に対し、第8条第2項の拒絶理由を通知する。

(2) 協議が不成立である旨の書面が提出されたときは、すべての商標登録出願に対し、第8条第5項の拒絶理由を通知する。

3. 協議が成立した旨の書面が提出された場合について

特許庁長官の指定する期間内に、出願人から協議が成立した旨の書面が提出された場合には、協議により定めた一の出願人に係る商標が登録された後、他の出願について、第8条第2項に基づき拒絶査定を行う。

4. 協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は協議が成立若しくは不成立である旨の書面がいずれも提出されない場合について

特許庁長官の指定する期間内に、出願人から、協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は協議が成立若しくは不成立である旨の書面がいずれも提出されない場合は、第8条第5項の特許庁長官が行う公正な方法によるくじの
手続を行うこととし、くじにより定めた一の出願人に係る商標が登録された後、
他の出願について、第8条第5項に基づき拒絶査定を行う。

(商標審査便覧掲載予定)

5. 「一の商標登録出願人」に係る出願の拒絶査定等が確定した場合について

「商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人」及び「特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人」に係る出願について、拒絶査定の確定又は取下げ、放棄等がされた場合には、他の出願人に係る出願が、商標登録を受けることができる出願となる。

3. 協議が成立したときは、協議により定められた一の商標登録出願人に係る商標が登録された後、他の商標登録出願について、第8条第2項に基づき、拒絶査定をするものとする。また、くじが実施されたときは、くじにより定められた一の商標登録出願人に係る商標が登録された後、他の商標登録出願について、第8条第5項に基づき拒絶査定をするものとする。

2. 商標登録出願人から登録を受けることのできる一の商標登録出願人を定める協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は上記1. の協議命令に対し、特許庁長官の指定する期間内に協議が成立した旨の書面が提出されない場合は、特許庁長官が行う公正な方法によるくじの手続を行う。

4. 協議の結果の届出については、例えば、下記様式1「商標法第8条第4項に基づく協議の結果届」(平成12年1月1日以後の出願については様式2「協議の結果届」)によるが、商標登録を受けることができる者について協議が成立した場合には、当該結果届には協議が成立したことを証する書面(下記文例参照)の添付を要するものとする。

(新設)

商標法9条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第9 第9条（出願時の特例） 第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。 2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。 3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。	第9 第9条（出願時の特例） 第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。 2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。 3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。
1. 「博覧会」については、この基準第3の八（第4条第1項第9号）の1. を準用する。 2. 「特許庁長官の定める基準に適合するもの」について 「特許庁長官の定める基準」は、平成24年特許庁告示第6号（下記参照）において示されており、これに適合するか否かにより判断する。	1. 博覧会は広く解し、品評会を含むものとする。

同告示下記一及び二の判断については、この基準第3の八（第4条第1項第9号）2.を準用する。

平成24年特許庁告示第6号（要件部分抜粋）

「一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。」

二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同項（注）の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。

三 日本国において開設される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。」

（注） 同項は、商標法第9条第1項を表す。

3. 証明書について

第9条第1項に基づく出願時の特例の主張に当たって、出品又は出展した事実の証明は、例えば、次のような証拠方法によることができる。

（1） 博覧会開設者による出願人の出品（出展）証明書

（2） 博覧会への出品又は出展を示すパンフレット

（注） 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。

2. 本条第1項でいう「政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」及び「パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」かどうかは、以下の「特許庁長官の定める基準」（平成24年特許庁告示第6号）に適合するかどうかにより判断するものとする。

（1） 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。

（2） 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、本項の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。

（3） 日本国において開催される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。

（新設）

商標法10条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第10 第10条（商標登録出願の分割） 第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。 2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたもののみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の第三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。	第10 第10条（商標登録出願の分割） 第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。 2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたもののみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の第三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。
商標法施行規則 第二十二條 2 特許法施行規則第二十六条第三項 から第六項 まで、第二十七条第一項 から第三項まで、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十八条及び第三十条（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手續、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正）の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項 中「特許法第百九十五条第五項 」とあるのは「商標法第七十六条第四項 」と、特許法施行規則第三十条 中「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。 特許法施行規則 第三十条 特許法第四十四条第一項第一号 の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を補正する必要があるときは、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、新たな特許出願と同時にしなければならない。	（新設）

1. 「二以上の商品又は役務」について

指定商品又は指定役務が類似商品・役務審査基準における包括表示で一の商品又は役務で記載されている場合でも、その包括表示に含まれる個々の商品又は役務に出願を分割することができるものとする。

2. 国際商標登録出願について

国際商標登録出願については、第68条の12の規定により、本条の規定は適用しない。

3. もとの出願に係る補正について

出願を分割するときは、分割出願と同時に、もとの出願に係る指定商品又は指定役務について、分割する指定商品又は指定役務を削除する補正をしなければならない。

(例) もとの出願の補正について

指定商品「化学品」について、「無機塩類」を分割して出願した場合は、もとの出願に係る指定商品は、「化学品（ただし、無機塩類を除く。）」に補正をしなければならない。

1. 指定商品又は指定役務が包括表示で記載されている場合でも、その包括表示に含まれる個々の指定商品又は指定役務ごとに出願を分割することができるものとする。

2. 国際商標登録出願については、第68条の12の規定により、本条の規定は適用しない。

(新設)

商標法15条の2及び15条の3

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第11、第15条の2及び第15条の3（<u>拒絶理由の通知</u>） <u>第十五条の二</u> 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、商標登録出願人に対し、<u>拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。</u> 第十五条の三 審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第十五条第一号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 前項の通知が既にされている場合であつて、当該他人の商標が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。 1. <u>拒絶理由の通知について</u> (1) <u>2以上の拒絶の理由を発見した場合</u> 2以上の拒絶の理由を発見したときは、原則として、同時にすべての拒絶の理由を通知することとする。 (2) <u>新たな拒絶の理由を発見した場合</u> 第16条に規定する政令で定める期間に、新たに他の拒絶の理由を発見したときには、当該他の拒絶の理由を通知することができるものとする。 2. <u>第15条の3第1項によって通知をした理由に基づき拒絶の査定をするときは、拒絶理由の通知で引用した先願商標が登録された後に行うものとする。</u> 3. <u>拒絶理由の通知で引用した先願商標の指定商品又は指定役務について補正があったとしても、改めて拒絶理由の通知をすることを要しないものとする。</u>	第11、第15条の3（先願未登録商標） （新設） 第十五条の三 審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第十五条第一号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 前項の通知が既にされている場合であつて、当該他人の商標が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。 （「商標審査基準第18 その他」より移行） 1. 2以上の拒絶の理由を発見したときは、原則として、同時にすべての拒絶の理由を通知することとする（その中には、例えば第6条に基づく拒絶の理由も含まれるものとする。）。 2. 第6条に基づく拒絶の理由に応答して商品等の説明のみを内容とする意見書等が提出された場合であっても、新たに他の拒絶の理由を発見したときには、本基準第5（第6条）の5. による補正を指示することなく、当該他の拒絶の理由を通知することができるものとする。 1. 本条第1項によって通知をした理由に基づき拒絶の査定をするときは、拒絶理由の通知で引用した先願の商標が登録された後に行うものとする。 2. 拒絶の理由で引用した先願商標の指定商品又は指定役務について補正があったとしても、改めて拒絶理由の通知をすることを要しないものとする。

商標法16条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第12 第16条（商標登録の査定）	第12 第16条（商標登録の査定）
第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。	第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。
商標法施行令 第三条 商標法第十六条（同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める期間は、同法第五条の二第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により認定された商標登録出願の日（当該商標登録出願が同法第十五条第三号に該当する旨の拒絶の理由を審査官が通知した場合で手続の補正により同号に該当しなくなつたときにあつてはその補正について手続補正書を提出した日、当該商標登録出願が次の各号に掲げる規定の適用を受けるときにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における商標登録出願の日）から一年六月とする。 一 商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一条第六項、第十二条第三項、第六十五条第三項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の三十二第二項（同法第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定 二 商標法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定 2 前項の規定にかかわらず、商標法第六十八条の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第十六条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十	標法施行令 第三条 商標法第十六条（同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める期間は、同法第五条の二第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により認定された商標登録出願の日（当該商標登録出願が同法第十五条第三号に該当する旨の拒絶の理由を審査官が通知した場合で手続の補正により同号に該当しなくなつたときにあつてはその補正について手続補正書を提出した日、当該商標登録出願が次の各号に掲げる規定の適用を受けるときにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における商標登録出願の日）から一年六月とする。 一 商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一条第六項、第十二条第三項、第六十五条第三項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の三十二第二項（同法第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定 二 商標法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定 2 前項の規定にかかわらず、商標法第六十八条の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第十六条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十

七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日）から一年六月とする。

七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日）から一年六月とする。

1. 「政令で定める期間」内の拒絶の理由について

- (1) 「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該出願に係る拒絶理由通知書を発送した日を基準として判断する。
- (2) 拒絶理由通知書が出願人に到達せず特許庁へ戻され、再度発送された場合であっても、「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該拒絶理由通知書を、最初に発送した日を基準として判断する。
- (3) オンラインによる発送の場合は、出願人が発送要求を行った日が発送した日となることに留意する。

1. 商標登録出願について、本条で規定する「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該出願に係る拒絶理由通知書を発送した日を基準にすることとする。
2. 拒絶理由通知書が出願人に到達せず特許庁へ戻され、再度発送された場合であっても、本条の「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該拒絶理由通知書を最初に発送した日を基準にすることとする。

商標法64条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第14 第64条（防護標章登録の要件） 第六十四条 商標権者は、商品に係る登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品又は指定商品に類似する役務以外の役務について他人が登録商標の使用をすることによりその商品又は役務と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品又は役務について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。 2 商標権者は、役務に係る登録商標が自己の業務に係る指定役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定役務及びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する商品以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその役務又は商品と自己の業務に係る指定役務とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある役務又は商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。 3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前二項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。 1. 「需要者の間に広く認識されている」について (1) 「需要者の間に広く認識されている」とは、自己（原登録商標権者）の出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているものをいう。 (2) 「需要者の間に広く認識されている」かは、以下の(ア)～(エ)を考慮し、総合的に判断する。 (ア) 防護標章登録出願に係る登録商標（以下「原登録商標」という。）の使用開始時期、使用期間、使用地域、使用商品又は使用役務の範囲等の使用状況に関する事実 (イ) 原登録商標の広告、宣伝等の程度又は普及度	第14 第64条（防護標章登録の要件） 第六十四条 商標権者は、商品に係る登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品又は指定商品に類似する役務以外の役務について他人が登録商標の使用をすることによりその商品又は役務と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品又は役務について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。 2 商標権者は、役務に係る登録商標が自己の業務に係る指定役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定役務及びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する商品以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその役務又は商品と自己の業務に係る指定役務とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある役務又は商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。 3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前二項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。 1. 「需要者の間に広く認識されている場合」とは、「著名の程度に至った場合」をいう。 (新設) 2. 著名度の判断基準については、次のとおりとする。 (1) 防護標章登録出願に係る登録商標（以下「原登録商標」という。）の使用開始時期、使用期間、使用地域、使用商品又は使用役務の範囲等の事実を考慮する。 (2) 登録商標の広告、宣伝等の程度又は普及度について考慮する。

(ウ) 原登録商標権者の企業規模、営業関係（生産又は販売状況等）、企業の取扱い品目等について商品又は役務との関連性

(エ) 原登録商標が著名であることが、審決又は判決において認定されているなど、特許庁において顕著な事実であること

2. 防護標章登録出願の標章は、原登録商標と同一の標章（縮尺のみ異なるものを含む。）でなくてはならない。

3. 原登録商標と使用商標の同一性の判断について

同一性の判断にあたっては、この基準第2（第3条第2項）の1.（1）を準用する。

4. 商品又は役務の出所の「混同を生ずるおそれがあるとき」について

(1) 原登録商標権者の業務に係る商品又は役務（以下「商品等」という。）であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合のみならず、原登録商標権者と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合をもいう。

(2) 考慮事由について

「混同を生ずるおそれがあるとき」に該当するか否かは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

① 原登録商標の周知度

② 原登録商標が造語よりなるものであるか、又は構成上顕著な特徴を有するものであるか

③ 原登録商標がハウスマークであるか

④ 企業における多角経営の可能性

⑤ 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性

⑥ 商品等の需要者の共通性その他取引の実情

なお、①の周知度の判断にあたっては、この基準第2（第3条第2項）の2.（2）及び(3)を準用する。

(3) 原登録商標権者の企業規模、営業関係（生産又は販売状況等）、企業の取扱い品目等について商品又は役務との関連を考慮し、当該企業の状況を考察する。

(4) 原登録商標の著名であることが特許庁において顕著な事実であるかどうかを検討する。

(新設)

(新設)

3. 商品又は役務の出所の混同を生ずるか否かは、原登録商標の指定商品又は指定役務と防護標章登録出願の指定商品又は指定役務との関係について、次の事項を考慮し、総合的に判断するものとする。

(1) 非類似商品との関係では、生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の見地からみて、また、非類似役務との関係では、提供者、提供内容、提供の用に供する物等の見地からみて、同一企業からでたものと一般的に認識されること

(2) (1)以外の場合であっても、商品又は役務の出所につき原登録商標権者と密接な関連があるものと一般的に認識されること

(新設)

5. 防護標章登録を受ける商品・役務の品質等の誤認のおそれについて

商品又は役務の普通名称等を含む商標を、その商品又は役務以外の商品又は役務について防護標章登録出願をした場合であっても、商品の品質又は役務の質の誤認を生じるかは考慮せず、本条の要件を具備している限り、防護標章登録を認めるものとする。

4. 商品又は役務の普通名称を含む商標を、その商品又は役務以外の商品又は役務について防護標章登録出願をした場合であっても、他の要件を具備している限り、防護標章登録を認めるものとする。

商標法65条の2、3及び4

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第15 第65条の2、3及び4（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録） 第六十五条の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。 2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録防護標章が第六十四条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたときは、この限りでない。 第六十五条の三 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。 - 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 - 二 防護標章登録の登録番号 - 三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項 2 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。 3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その出願をすることができる。 4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時（前項の規定による出願があつたときは、その出願の時）に更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。 第六十五条の四 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。 - 一 その出願に係る登録防護標章が第六十四条の規定により防護標章登録	第15 第65条の2、3及び4（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録） 第六十五条の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。 2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録防護標章が第六十四条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたときは、この限りでない。 第六十五条の三 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。 - 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 - 二 防護標章登録の登録番号 - 三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項 2 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。 3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その出願をすることができる。 4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時（前項の規定による出願があつたときは、その出願の時）に更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。 第六十五条の四 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。 - 一 その出願に係る登録防護標章が第六十四条の規定により防護標章登録

を受けることができるものでなくなつたとき。

二 その出願をした者が当該防護標章登録に基づく権利を有する者でないとき。

2 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、更新登録をすべき旨の査定をしなければならない。

1. 出願人と権利者の同一性について

商標原簿上の権利者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所と出願人のこれらの表示とが相違しているときは、その原簿上の権利者と出願人とは、同一人ではないものとする（例えば、一方の表示が「△△△株式会社」とあるのに対し他方の表示が「△△△カンパニー」とある場合）。

2. 防護標章の更新登録出願の願書の記載について

防護標章の更新登録出願の願書に誤って標章が記載され、又は指定商品若しくは指定役務が記載されているときは、それらの記載はないものとして取り扱うものとする。

3. 判断基準について

防護標章の更新登録出願に係る登録防護標章が第64条の規定により防護標章登録を受けることができなくなったものであるか否かの判断においては、この基準第14（第64条）の1.、3. 及び4. を準用する。その場合には、特に原登録商標の使用状況を十分に勘案するものとする。

を受けることができるものでなくなつたとき。

二 その出願をした者が当該防護標章登録に基づく権利を有する者でないとき。

2 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、更新登録をすべき旨の査定をしなければならない。

1. 商標原簿上の権利者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所と出願人のこれらの表示とが相違しているときは、その原簿上の権利者と出願人とは、同一人ではないものとする（例えば、一方の表示が「△△△株式会社」とあるのに対し他方の表示が「△△△カンパニー」とある場合）。

2. 防護標章の更新登録出願の願書に誤って標章が記載され、又は指定商品若しくは指定役務が記載されているときは、それらの記載はないものとして取り扱うものとする。

3. 防護標章の更新登録出願に係る登録防護標章が第64条の規定により防護標章登録を受けることができなくなったものであるか否かの判断においては、この基準第14（第64条）の1. ないし3. を準用する。その場合には、特に原登録商標の使用状況を十分に勘案するものとする。

第18 その他

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
(拒絶理由の通知に関する記載のため、第15条の2へ移行) (同上) (方式的事項のため削除) (削除) 1. 第11条第4項及び第12条第2項(出願の変更)における「<u>査定又は審決が確定した</u>」時について 「査定又は審決が確定した」時とは、登録査定にあっては登録査定謄本の送達があった時とする。 2. <u>同一人が、同一の指定商品又は指定役務に係る同一の商標を出願した場合について 同一人が同一の商標について、すべての商品又は役務表示が同一の出願をした場合について</u> (1) 同一人が同一の商標(縮尺のみ異なるものを含む。)について、その指定する商品又は役務がすべて同一の出願をしたと認められるときは、第68条の10の規定に該当する場合を除き、原則として、後願について「商標法第3条の趣旨に反する。」との拒絶の理由を通知するものとする。 (2) 商標権者が登録商標と同一の商標(縮尺のみ異なるものを含む。)について同一の商品又は役務を指定して登録出願したときも、同様とする。	1. 2以上の拒絶の理由を発見したときは、原則として、同時にすべての拒絶の理由を通知することとする(その中には、例えば第6条に基づく拒絶の理由も含まれるものとする。) 2. 第6条に基づく拒絶の理由に応答して商品等の説明のみを内容とする意見書等が提出された場合であっても、新たに他の拒絶の理由を発見したときには、本基準第5(第6条)の5.による補正を指示することなく、当該他の拒絶の理由を通知することができるものとする。 3. 代理人を解任せず新たに他の代理人を追加委任したときは、書類は、新たな代理人にあて送付するものとする。ただし、前の代理人にあて送付してもらいたい旨の申出があったときは、この限りでない。 4. 第4条第1項第11号等の審査においては、手続の補完がされた商標登録出願については、第5条の2第4項により手続補完書を提出した日が商標登録出願の日と認定されていることに充分留意するものとする。 5. 第11条及び第12条に規定する「査定・・・が確定した」時とは、登録査定にあっては登録査定謄本の送達があった時とする。 6. 同一人が同一の商標について同一の商品又は役務を指定して重複して出願したときは、第68条の10の規定に該当する場合を除き、原則として、先願に係る商標が登録された後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。商標権者が登録商標と同一の商標について同一の商品又は役務を指定して登録出願したときも、同様とする。

- (3) 防護標章の更新登録出願をすることができる期間内に防護標章登録に基づく権利を有する者から同一の登録防護標章についてその指定する商品又は役務がすべて同一の防護標章の更新登録出願があったときは、後願について「商標法第64条第1項及び第2項に反する。」との拒絶の理由を通知するものとする。

4. パリ条約による優先権の主張を伴う商標登録出願について

(1) 優先権主張について

以下(ア)から(ウ)の要件を満たすものと認められる場合には、優先権の主張が適正であると判断する。

(ア) 優先権主張を伴う商標登録出願の出願人が、優先権証明書に示された出願人と同一人又はその承継人であること（パリ条約4条A（1））

(イ) 優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標と、優先権証明書に記載された商標が一致すること

(ウ) 優先権主張を伴う商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の全部又は一部が優先権証明書に示された指定商品又は指定役務に含まれていること

(2) 優先権主張を伴う商標登録出願の効果について

優先権の主張が適正であると認められるときは、以下の規定の適用にあたり、当該商標出願が第一国出願の時にされたものとして取り扱う（以下、この第一国出願の日を「優先日」という）。

(ア) 第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）

(イ) 第8条(先願)

また、第4条第3項の規定における「商標登録出願の時」は、優先日で判断する。

(ア) 第4条第1項第8号(他人の氏名又は名称)

(イ) 第4条第1項第10号(他人の周知商標)

(ウ) 第4条第1項第15号(商品又は役務の出所の混同)

(エ) 第4条第1項第17号(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示)

(オ) 第4条第1項第19号(他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標)

7. 防護標章の更新登録出願をすることができる期間内に防護標章登録に基づく権利を有する者から同一の登録防護標章について重複して2以上の防護標章の更新登録出願があったときは、先願に係る存続期間更新の登録がされた後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。

（新設：商標審査便覧から）